



岡本特許 ニュース

岡本特許事務所
〒541-0041 大阪市中央区北浜 3-2-1
TEL06-6202-5858 FAX06-6229-1068

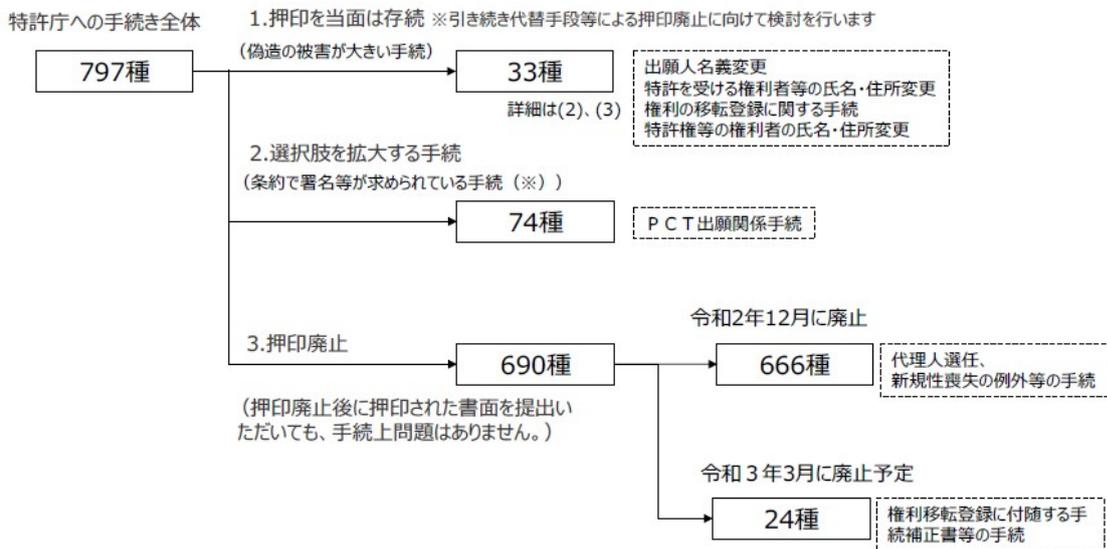
http:// www.
okamoto-pat.jp/

2021 FEBRUARY / 238号

★ 特許庁関係手続における押印の見直し ★

新型コロナウイルス感染拡大に伴う新しい生活様式への移行、急速に発展するデジタル社会への対応、行政手続の利便性向上を目的として、令和2年12月28日以降に特許庁に提出する書面において、一部の手続を除き、押印が不要となりました。

1. 全体像



2. 下記は押印が存続する手続（偽造による被害が大きい手続）の一覧です。これらの手続を除き、他は廃止されている可能性が高いため、書類作成や提出時に確かめたほうが良さそうです。

[1] 出願中の権利：8種 施行日：令和2年12月28日

手続名	手続内容・改正内容
出願人名義変更届（4種）	特許等を受ける権利の移転 申請書の押印廃止、譲渡人の証明書の押印存続
氏名（名称）変更届（2種） 住所（居所）変更届（2種）	特許権等を受ける権利者の氏名・住所変更届 申請書の名義人の押印存続

[2] 特許権等の移転登録に関する手続：25種 令和3年3月改正予定

手続名	手続内容・改正内容
一般承継による特許権等の移転登録申請（4種）	特許権等の一般承継（相続、合併、会社分割）による権利移転登録申請 利害関係者の承諾が必要な手続のみ押印存続

（裏面へ続く）

(表面より続き)

手続名	手続内容・改正内容
特定承継による特許権等の移転登録申請 (4種)	特許権等の特定承継 (譲渡) による権利移転登録申請 証明書 (譲渡証書) について譲渡人のみ押印存続 (申請書の 押印不要)
登録名義人表示変更登録申請 (4種)	登録名義人の氏名・住所変更の申請、名義人の押印存続
質権設定登録申請 (4種)	特許権に関する質権設定の登録申請 質権設定者の押印存続
専用実施 (使用) 権設定登録申請 (4種)	専用実施 (使用) 権設定の登録申請 専用実施 (使用) 権設定者の押印存続
仮専用実施権登録申請 (1種)	特許を受ける権利に関する仮専用実施権の登録申請 実施権設定者の押印存続
通常使用権登録申請 (1種)	商標権に係る通常使用権の登録申請 実施権設定者の押印存続
商標権分割申請登録 (1種)	商標権の分割の登録申請 権利者の押印存続
商標権分割移転登録申請 (1種)	商標権の分割移転の登録申請 譲渡人の押印存続
実用新案権抹消登録申請 (1種)	実用新案登録に基づく特許出願をした場合における実用新 案権の抹消登録 申請人 (権利放棄を行う者) の押印存続

3. 押印が廃止された手続の例

発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けるためには、

- (1) 出願と同時に、発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けようとする旨を記載した書面を提出し、
- (2) 出願から 30 日以内に、発明の新規性喪失の例外規定の適用の要件を満たすことを証明する書面を提出する、
必要があります。

上記(2)の証明書への押印及び署名は廃止され、出願人のうち少なくとも 1 人の記名 (パソコンでタイプしたもので足りる) のみでよいということになりました。